

2 データセンターの省エネ・再エネ・高効率化及び情報提供について

「データは21世紀の石油」と言われ、データ拠点を国内に置くことは、金融・物流拠点と並んで国の競争力に直結する。

生成A I等の普及に伴い、日本各地でデータセンターの新設等が順次計画されているが、デジタル技術の発展や社会実装のチャンスを逃さないためには、需要に応じたデータセンターの整備を迅速かつ効果的に進め、日本がデータにおけるアジアのハブとなることが重要である。

一方、不透明な貿易政策により世界経済が混沌とする中、中東情勢の緊迫化等の地政学リスクの高まりを受け、エネルギー安全保障を巡る状況は目まぐるしく変化している。

世界の主要国は、パリ協定に基づき、各国の実情に応じて中長期的な視点に立ってエネルギー安定供給と脱炭素化の両立を図る取組を進めており、日本においても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素の動きが加速する中、エネルギー安定供給を確保しつつ、省エネ・再エネの取組を強化していくことが重要である。

特に、データセンターの設置に当たっては、電力需要、脱炭素などとの整合を図りながら、整備を後押ししていくことが必要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 国は、データセンター業への新たな省エネ対策として、新設するデータセンターの稼働から一定期間経過後に満たさなければならないエネルギー効率の基準等を設定し、基準を満たさない場合は、達成に向けた計画作成指示等を実施するとしているが、昨今のデータセンターの拡大状況を踏まえ、導入すべき技術水準を早期に明確化するとともに、エネルギー効率を改善させる新技術の開発等への支援など、速やかに対策を講じ、新設・既設を問わずデータセンター業の更なる効率化を促進すること。

2 データセンター業への新たな省エネ対策として基準を設定する際は、データセンター内の建物・付帯設備の効率を評価する指標であるPUEに加え、エネルギー使用の多くを占める情報処理設備の効率を評価できる新たな指標を設定し、更なる効率化を促進すること。

3 国は、令和8年度以降、新設・既設問わず一定規模以上のデータセンターについて、エネルギー効率化等に関する追加の中長期計画及び定期報告の提出を求めるとともに、任意で事業者自らの開示を求めるととしているが、データセンターの脱炭素化に向けて、報告内容には再生可能エネルギー活用に関する情報を求めること。

加えて、地方自治体が、電力の需給構造の変化に対する各地域の実情に合わせた施策の検討や、効果的な温室効果ガス削減対策を行えるよう、得られた情報を自治体にも広く提供することで、電力需要や脱炭素に配慮したデータセンターの整備を後押しすること。